

告 示

埼玉県告示第千三百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ほっとTime
- 三 代表者の氏名
中村 三枝子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県三郷市彦成一丁目百十二番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を行い、障害児及び障害の疑いがある児童の心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること
によって、障害児が健やかで安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。